

## 新座市キャッシュレス決済導入事業公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

新座市キャッシュレス決済導入事業は、証明書等交付手数料の徴収時における接触機会の低減を図り、現金を媒体とした新型コロナウイルス等の感染症拡大を予防するとともに、多様な支払方法の提供による市民の利便性向上及び職員の収納業務効率化を図ることを目的として、証明書等交付窓口にキャッシュレス決済システムを導入するものである。

この要領は、本事業に係る公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の概要

(1) 事業名

新座市キャッシュレス決済導入事業

(2) 事業内容

「新座市キャッシュレス決済導入事業に関する提案要求仕様書」のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### 3 提案限度額（消費税含む）

(1) 導入・LAN工事費用（6,082千円）

(2) POSシステム利用料（841千円）

(3) 決済システム利用料（1,113千円）

(4) 決済手数料（150千円）

※ (2)~(4)については、1年分の額

### 4 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく新座市の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 告示日から選定までの間において、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）による入札参加停止措置又は新座市

の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (4) 次に掲げる項目のいずれかに該当しない者であること。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある者。
  - ウ その役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 本事業は、複数の事業者による共同提案も可能とする。この場合、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同提案を行う事業者(以下「構成事業者」という。)のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は、代表事業者が行うこと。
  - イ 構成事業者全てが、法人格を有していること。
  - ウ 構成事業者全てが、上記(1)~(7)の参加資格を満たしていること。
- (9) 過去2年以内に、国又は地方公共団体において、類似提案の導入実績を有していること(共同提案の場合は、構成事業者のうち1者以上が導入実績を有していること。)

## 5 参加申込方法

- (1) 参加資格確認書類等
- ア 参加申込書(様式1)
  - イ 会社概要書(様式2)
  - ウ 誓約書(様式3)
  - エ 法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書(発行から3か月以内の原本。ただし、新座市の令和3・4年度における入札参加資格登録業者名簿に登載されている者は免除する。)
  - オ 導入実績記入書(様式4)

カ 代理納付が立替払方式であることを示す書類（会員規約等）

(2) 提出部数

1部提出すること。なお、共同提案の場合は、全ての構成事業者について提出すること。

(3) 参加申込方法

持参又は郵送により提出すること。なお、持参の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 参加申込期間

令和3年6月9日（水）～令和3年6月17日（木）

※郵送提出の場合は期限内に必着すること。

(5) 参加申込先

新座市総務部デジタル市役所推進室

住所 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電話 048-424-9163

メール jyouhou@city.niiza.lg.jp

## 6 参加申込に関する質疑応答

(1) 方法

電子メールで「参加申込先」に記載されたアドレスに提出することとし、それ以外による質問には応じないものとする。なお、電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。

(2) 期間

令和3年6月9日（水）～令和3年6月16日（水）

(3) 回答

質問に関する回答は、随時、電子メールで回答する。

## 7 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込をした事業者の参加資格を審査し、審査結果を全員（共同提案の場合は代表事業者）に対して令和3年6月22日（火）までに参加資格審査結果通知書により通知する。

## 8 企画提案書及び見積書の作成方法

企画提案書は、「新座市キャッシュレス決済導入事業に関する提案要求仕様書」に記載の項目について、具体的に記載すること。

(1) 主な記載内容

ア システムの概要

構成機器の機能、構成機器間の連携、取扱可能な決済ブランドの種類、決済情報の集計方法等について記載すること。

イ システム保守・維持管理体制

緊急時の対応や連絡先、保守の内容等について記載すること。

ウ 機器故障時の代替手段

POSレジ及び決済端末故障時における復旧手順・代替手段等について記載すること。

エ 導入スケジュール・研修体制

導入までのスケジュール、研修の日程及び内容等について記載すること。

オ その他（説明能力、独自提案等）

競合他者との差別化、優位性等、提案者としてのアピールポイントについて記載すること。

(2) 作成方法

ア 企画提案書

A4サイズの任意の様式で作成すること。A3サイズを使用する場合は、折り畳んでA4サイズとすること。

ページ数は10ページ以内とし、15部提出すること。

イ 見積書

見積書（様式5）を利用すること。なお、共同提案の場合は、全ての構成事業者の情報をまとめた上で一つの見積書として作成し、15部提出すること。

## 9 企画提案書及び見積書の提出方法

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、持参の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出期間

令和3年6月22日（火）～令和3年6月29日（火）

※郵送提出の場合は期限内に必着すること。

(3) 提出先

新座市総務部デジタル市役所推進室

住所 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電話 048-424-9163

メール jyouhou@city.niiza.lg.jp

## 10 審査方法

### (1) 部会の設置

透明性及び公平性を確保し、適正に事業者を選定するため、新座市キャッシュレス決済導入事業候補者選定検討部会を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した事業者を選定する。

### (2) 審査

ア 審査は、事業者によるプレゼンテーション（実機を用いたデモンストラーションを含む。）を基に行う。なお、令和3年7月9日（金）頃までに実施を予定しており、詳細については別途通知する。

イ 出席者は3人以内（共同提案の場合は、全構成事業者を合わせて6人以内）とし、この業務を担当する予定の管理責任者1人及び主担当者1人は必ず出席すること。

ウ 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度とすること。

エ 審査は企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。審査は非公開とする。

### (3) 審査基準

ア 評価の項目及び配点は、下表のとおりとする。

評価項目	配点
導入費用	100
運用費用	50
手数料率	50
システムの概要（機器の性能・使い易さ）	50
システム保守・維持管理体制	50
機器故障時の代替手段	50
導入スケジュール・研修体制	50
その他（説明能力・独自提案等）	50

イ 評価合計点が同点の場合は、選定検討部会の多数決により優先交渉権者を決定する。

#### (4) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案をした全ての事業者（共同提案の場合は代表事業者）に対して文書により通知するとともに、市ホームページに概要（評価点等）を掲載する。

### 1.1 日程

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領公表	令和3年6月9日（水）
参加申込書の受付	令和3年6月9日（水）から 令和3年6月17日（木）まで
参加申込書に関する質疑受付	令和3年6月9日（水）から 令和3年6月16日（水）まで
参加資格審査結果通知	令和3年6月22日（火）まで
企画提案書の受付	令和3年6月22日（火）から 令和3年6月29日（火）まで
部会（プレゼンテーション）の開催	令和3年7月9日（金）頃まで ※別途通知
審査結果の通知	令和3年7月中旬
契約締結	令和3年7月下旬

### 1.2 事業者との契約

優先交渉権者と新座市との間で契約締結の条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、契約を締結する。なお、事業者と新座市との協議が整わない場合は、原則として次点事業者と協議を行う。

また、受託の辞退等により新座市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

### 1.3 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期間に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 部会による審査に出席しなかった場合

#### 1 4 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。

#### 1 5 その他実施上の留意点

- (1) 提案する事業者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案する事業者の負担とする。
- (3) 審査結果について、異議申立ては一切受け付けない。
- (4) 新型コロナウイルス等の影響により、日程や実施内容に変更が生じる可能性がある。
- (5) やむを得ない理由等により、本提案選定を実施することができないと認めるときは、中止又は取消しすることがある。この場合、本提案選定に要した費用を市に請求することはできない。
- (6) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、新座市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

#### 1 6 問合せ先

新座市総務部デジタル市役所推進室

住所 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電話 048-424-9163

メール [jyouhou@city.niiza.lg.jp](mailto:jyouhou@city.niiza.lg.jp)